

防災地域建設委員会資料

1 報告事項

(1) 島根県手数料条例について

……P1

令和7年8月21日

土 木 部

島根県手数料条例について

1 経緯

- ・ 令和 7 年 2 月定例県議会において、島根県手数料条例を改正し、建築住宅課所管の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料」を新設
- ・ このうち、建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係るもので、一戸建て住宅の仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合の手数料について、条例議案の金額に誤りがあった。
- ・ 施行日：令和 7 年 4 月 1 日

2 誤りの内容

条例議案に誤った金額を記載していた。

正：28,000 円 誤：23,000 円

3 手数料の徴収事例

施行日以後、現在まで当該手数料の徴収事例はない。

4 発生原因

議案の原稿データを作成する際に誤った金額（23,000 円）を入力したが、その後の原稿データのチェックにおいても見落としていた。

印刷業者へ当該原稿データを渡し、印刷用原稿を作成した。

その後の印刷用原稿のチェックにおいて、誤った原稿データを基に、そのとおりに印刷されているかを確認したため、金額を誤ったままにしてしまった。

5 今後の対応

令和 7 年 9 月定例県議会において、正しい金額（28,000 円）に改める条例案を提案する。

6 再発防止策

原稿データ作成時におけるチェック体制を強化する。